

令和3年度

後期高齢者医療制度の ご案内



- 制度の運営 1~2
- 被保険者となる方 3~4
- お医者さんにかかるとき... 5~12
- 保険料 13~16
- 健康長寿のために..... 17~19
- お知らせ 20~21
- こんなときは必ず届出を ... 22
- お問い合わせ先一覧

山口県後期高齢者医療広域連合

制度の運営

山口県内の全市町が加入する「山口県後期高齢者医療広域連合」と市町が役割分担して運営しています。

広域連合の役割

運営主体（保険者）

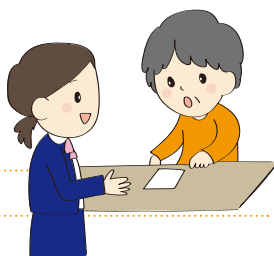
- 保険料の決定
- 医療を受けたときの給付
- 保険証の交付決定 ほか



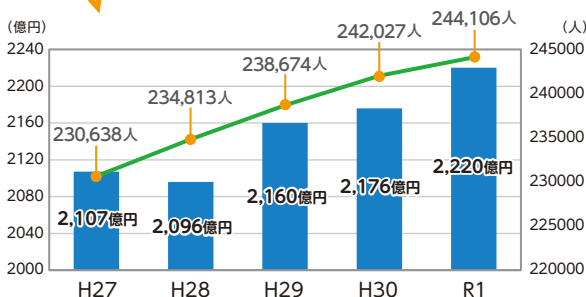
市町の役割

窓口業務

- 保険料の徴収
- 申請や届出の受付
- 保険証の引き渡し
- 保健事業の実施 ほか

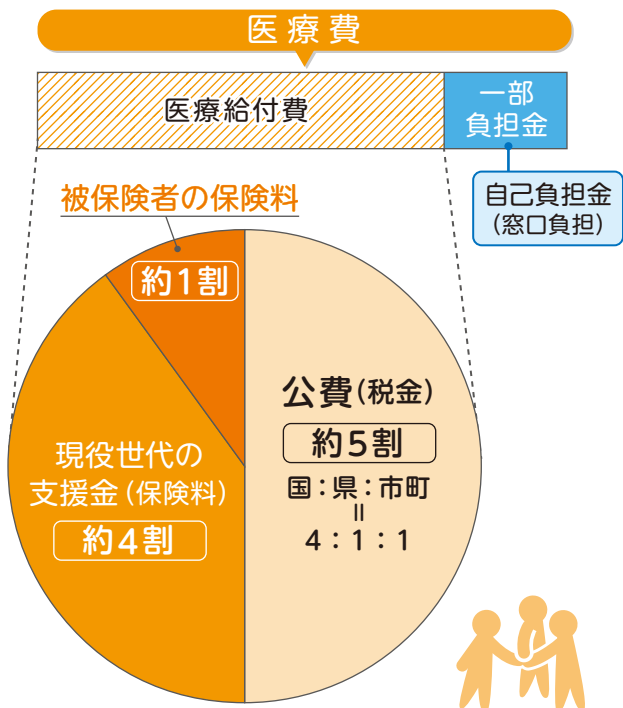


山口県の被保険者数及び医療給付費の推移

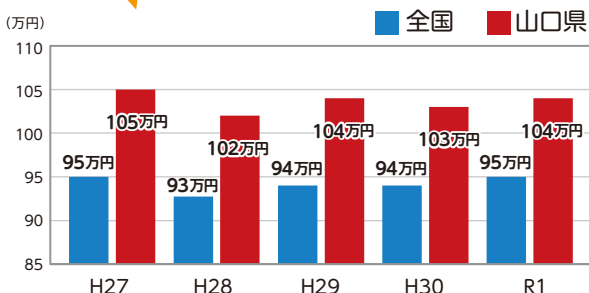


医療費負担の仕組み

後期高齢者医療に係る費用は、医療機関での自己負担金（窓口負担）を加え、国民みんなで負担しています。



全国と山口県一人当たり医療費の推移



被保険者となる方

➡ 被保険者（制度の対象者）

対象者

75歳
以上の方

※加入手続きは不要

65歳～74歳
の方で
一定の障害が
ある方

いつから



75歳の誕生日当日

障害認定の申請を
して広域連合の
認定を受けた日

※障害認定はいつでも
撤回可能

一定の障害とは

- 国民年金法等の障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1級～3級、4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 療育手帳A



➡ 被保険者証（保険証）

保険証は、毎年8月に更新します。

**7月末までにお住まいの市町から郵送で
1人に1枚交付します。**

医療機関にかかるときは、窓口提示してください。記名された本人のみが使えます。

※有効期限前でも一部負担金の割合などに変更があれば、新しい保険証を交付します。

令和3年8月1日以降の保険証

1

有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

被保険者番号

0 1 2 3 4 5 6 7

被
保
険
者

住 所

山口市大手町9番11号

氏 名

山口 広域

男

生年月日

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資 格 取 得
年 月 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発 効 期 日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

一 部 負 担 金
の 割 合

〇割

保 険 者 番 号
並 び に 保 険
者 の 名 称
及 び 印

3 9 3 5 2 0 3 4

山口県後期高齢者医療広域連合

印

1 有効期限

保険証の有効期限です。
 期限を過ぎたものは使
 えません。

期限が令和3年
 7月31日の
 保険証は

薄紫色です。

2 発効期日 保険証が有効となる日です。

3 一部負担金の割合

医療機関の窓口で支払う自己負担の割合です。

☑ 次の場合は、お住まいの
 市町窓口に戻却してください。

- 資格を喪失したとき（県外への転出など）
- 一部負担金の割合が変更になったとき

お医者さんにかかるとき

① 医療費の一部負担金の割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は、1割または3割です。

所得判定 前年1月～12月分

更新期間 8月～翌年7月

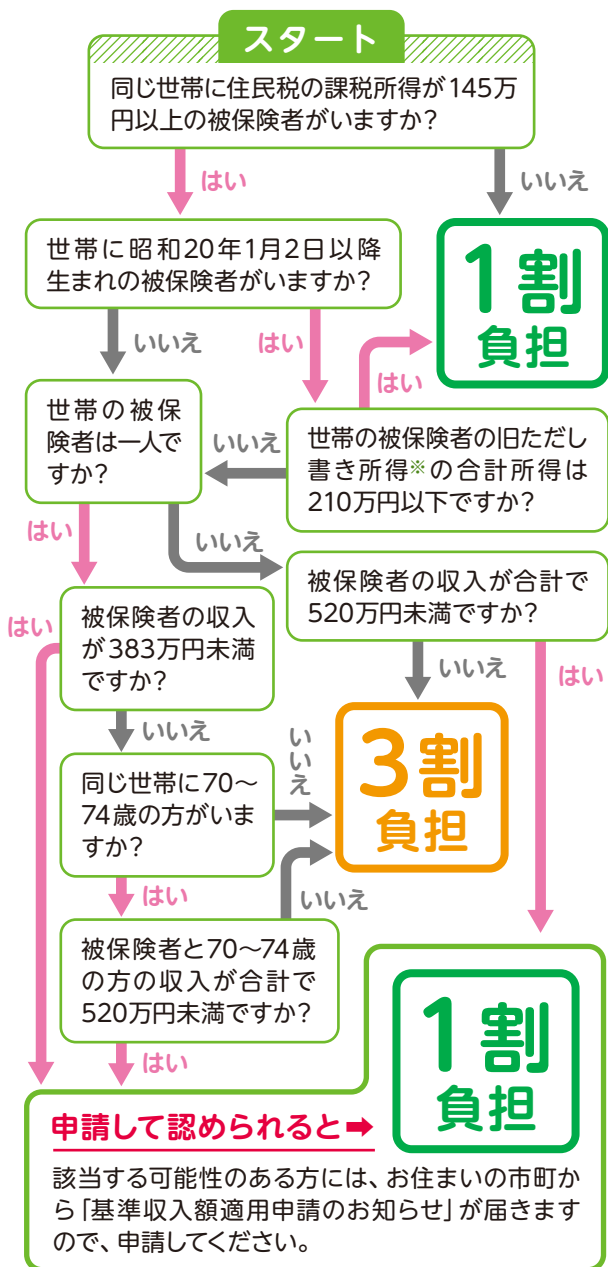
※保険証等の有効期限前でも世帯の状況や所得更正等により所得区分が変わる場合があります。

割合	所得区分
3割	現役並み所得Ⅲ 同じ世帯に住民税課税所得※690万円以上の被保険者がいる方
	現役並み所得Ⅱ 同じ世帯に住民税課税所得※380万円以上690万円未満の被保険者がいる方
	現役並み所得Ⅰ 同じ世帯に住民税課税所得※145万円以上380万円未満の被保険者がいる方
1割	一般所得 現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない方
	低所得Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない方
	低所得Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円、または老齢福祉年金受給者（年金の所得は控除額を80万円として計算）

※住民税課税所得（「免税用肉用牛所得」を含みます）は、お住まいの市町から届いた住民税の納税通知書などで確認できます。同じ世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいても1割負担になることがあります。（右図参照）

なお、令和2年12月31日現在、被保険者が世帯主で、同じ世帯に所得38万円以下の人がいる場合、0～15歳は1人につき33万円、16～18歳は1人につき12万円を課税所得から引いて計算します。

自己負担割合の判定の流れ



※旧ただし書き所得＝総所得金額等から基礎控除を引いた額です。



自己負担限度額

割合	所得区分	自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)※	
	現役並み所得Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)※	
	現役並み所得Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)※	
1割	一般所得	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円 (44,400円)※
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※過去12か月に3回以上限度額に達した場合に、4回目から適用される自己負担限度額です。



高額療養費

1か月(月の1日から末日まで)の自己負担額を合計した額が表の金額を超えた時は、その超えた額が高額療養費として支給されます。

※入院時の食事や保険がきかない差額ベッド料などは、支給の対象外となります。

※75歳の誕生日(1日が誕生日の方は除く)については、誕生日前に加入していた健康保険と、後期高齢者医療保険の自己負担限度額がそれぞれ半額で計算されます。



手続き

該当者に「高額療養費支給申請書」をお送りしますので、お住まいの市町窓口で申請してください。以降、申請の必要はありません。

▶ 高額介護合算療養費

医療費と介護サービス費の自己負担額の年間合計額が基準額を超えた場合に支給されます。



手続き

該当者に年1回、「高額介護合算療養費等支給申請書」をお送りしますので、お住まいの市町窓口で申請してください。



▶ 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病に関する診療を受ける場合、毎月の自己負担額は医療機関ごと（外来・入院別）に、10,000円までとなります。

厚生労働大臣が指定する特定疾病

- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症



手続き

お住まいの市町窓口で申請してください。



➡ 入院したときの食事代・居住費

入院中の食事代・居住費の自己負担額は、表のとおりです。

一般病床に入院したとき

所得区分	食費（1食あたり）
現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般所得	460円 （※2）
低所得（区分）Ⅱ	210円
過去12か月で 91日以上入院（※1）	160円
低所得（区分）Ⅰ	100円

※1 入院日数届書を、お住まいの市町窓口に提出ください。

※2 平成28年4月1日の時点で、既に1年を超えて精神病棟に入院している方や指定難病患者は、260円となります。



療養病床に入院したとき

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 一般所得	460円 （※3）	370円
低所得（区分）Ⅱ	210円	
低所得（区分）Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者 境界層該当者	100円	0円

※3 一部の医療機関では420円の場合もあります。





「限度額適用認定証」、 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の交付

下記の証を窓口で提示することで、同じ月の、同じ医療機関での自己負担額を7ページの表に応じた額までに抑えることができます。

証が必要な方は入院前にお住まいの市町窓口で申請してください。

また、低所得(区分)Ⅰ・Ⅱに該当する方は、証を提示することで入院中の食事代が9ページの表に応じた額に減額されます。証の提示が遅れると、減額されないことがあるのでご注意ください。

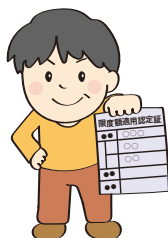
所得区分	認定証の種類
現役並み所得Ⅰ・Ⅱ	限度額適用認定証
低所得(区分)Ⅰ・Ⅱ	限度額適用・ 標準負担額減額認定証

すでに認定証をお持ちの方へ

**認定証は、保険証と同様に
毎年8月1日付けで更新します。**

8月以降も引き続き、低所得Ⅰ・Ⅱまたは現役並み所得Ⅰ・Ⅱに該当する方には、7月中に新しい認定証をお届けします。

(更新手続きは不要です。)



療養費 (医療費などを全額支払ったとき)

いったん全額を支払った後、お住まいの市町窓口で申請・承認されると、自己負担分を除いた額が支給されます。

やむを得ず、保険証を持たずに受診したとき



海外渡航中にやむを得ず治療を受けたとき
(治療目的の渡航は除く)



※申請時にパスポートの写しが必要です。

医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を購入したとき



骨折、脱臼などで、柔道整復師の施術を受けたとき
(医療機関で治療中の場合、健康保険は使えません)

保険の対象となる場合

- 打撲 ■ ねんざ ■ 挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です)

医師が必要と認めたはり・きゅう、あんま・マッサージなどの施術を受けたとき

はり・きゅうで保険の対象となる場合

- 神経痛 ■ 腰痛症 ■ 頸椎捻挫後遺症
- 五十肩 ■ リウマチ ■ 頸腕症候群

あんま・マッサージで保険の対象となる場合

- 筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする場合

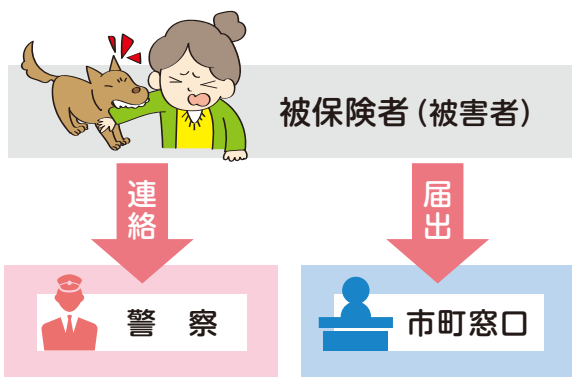
● 医師が必要と認めた輸血した生血代がかかったとき
(親族から血液を提供された場合は除く)

● 療養上、医師の指示による緊急搬送に費用がかかったとき

🔍 交通事故などにあったとき

市町と警察に届出をしましょう

第三者（事故等の相手方）の行為によるケガ・病気にかかった医療費は、第三者が全額負担するのが原則ですが、届出をすることで、保険給付を受けることができます。



届出により、第三者が負担すべき医療費を後期高齢者医療広域連合が立て替えて、第三者に費用請求します。

第三者行為の例

- 交通事故（車・原付・自転車・航空機・船舶など）
- 飲食店などでの食中毒
- 近所の飼い犬に噛まれたとき など

示談は慎重に！

事故等の相手方から治療費を受け取る、示談をすませてしまうと、第三者行為によるケガ・病気について、保険給付が受けられないことがあります。

保険料

1年間の保険料の額は、均等割額と所得割額の合計額となります。

均等割額： 53,847円 + 所得割額

賦課のもととなる所得金額
前年所得^{※1} - 基礎控除43万円^{※2} × 所得割率 10.48%

II

1人当たり保険料 上限額64万円

- ※1 前年所得とは、前年の1～12月までの所得をいいます。令和3年度の保険料は令和2年1～12月の所得により計算します。なお、公的年金や給与については、必要経費（公的年金等控除・給与所得控除）を減じた金額です。
- ※2 合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。



均等割額の軽減

令和2年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の令和2年中所得の合計	軽減割合
43万円以下	7割
43万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下	5割
43万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下	2割

- ※被保険者と同じ世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金・給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」を加えた金額となります。
- ※令和3年1月1日に65歳以上の方で公的年金所得があるときは、軽減判定の際に15万円を限度として控除があります。
- ※軽減判定は、4月1日（4月2日以降に新たに加入したときは、加入した日）の世帯状況で行います。
- ※軽減判定の際には、専従者控除、土地・建物等の譲渡所得の特別控除は適用されません。

② 保険料軽減特例の見直し

本則7割軽減の対象の方には、平成30年度まで更に上乗せして軽減（8.5割、9割）されてきましたが、令和元年度から、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化にあわせて本則の7割軽減に戻すよう、段階的に見直しが行われてきました。令和3年度以降は、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

均等割額の軽減割合				
本 則	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
7割	8.5割	8.5割	7.75割	7割
	9割	8割	7割	



被用者保険の被扶養者であった方の軽減

これまで保険料負担がなかった被用者保険（健康保険や共済組合など）の被扶養者であった方も、保険料を納めます。保険料は次のとおり軽減されます。

均等割額	5割軽減	資格取得後2年を経過する月まで
所得割額	負担なし	

③ 保険料の減免制度

次のような理由で保険料の納付が難しい方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

- 災害で、住宅や家財に著しい損害を受けた
- 世帯主の死亡や失業などで、収入が著しく減少した

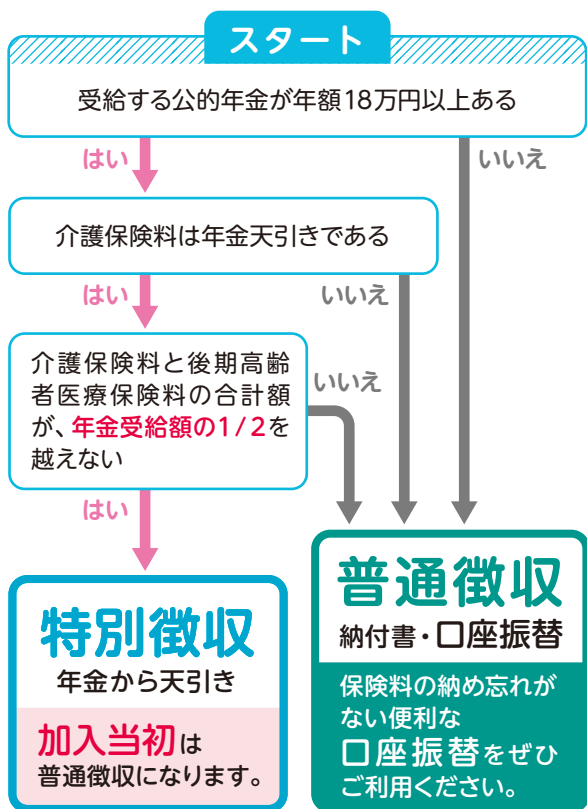
保険料の納付が難しいとき

理由もなく保険料を納めないでいると、通常より有効期限の短い保険証（短期被保険者証）を交付することがあります。督促状や催告書などが届いたら、お早めに市町窓口へご相談ください。



納付方法判定の流れ

新規に資格を取得された方には、納付書が市町から送付されます。その後の納付方法については、下記のとおりです。



※後期高齢者医療保険料の天引き対象となる年金は、介護保険料が天引きされている年金となります。

- 年金天引きから口座振替へ変更をご希望の方は、市町窓口でお申し出ください。
- 口座振替に変更すると、口座名義人の社会保険料控除額が増えることにより、世帯全体で見たときに所得税・住民税が減額になることがあります。

年金からの天引き

特別徴収

仮徴収

4月

6月

8月

原則、**2月に天引きされた額と同じ額**が天引きされます。

本徴収

10月

12月

2月

前年の所得が確定した後で、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が、3期に分けて天引きされます。

※これまで保険料が年金から天引きされていた方であっても、納付書でのお支払いに変更となる場合があります。

詳しくは保険料納入通知書でご確認ください。

納付書・口座振替

普通徴収

市町から送付される納付書で、納期内に、市町窓口や指定された金融機関で納めます。

対象となる方



- 納め方 -

- 特別徴収の対象とならない方
- 年度の途中に75歳になった方
- 県外からの転入や市町を越える転居をした方

- 口座振替は、市町窓口や金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入して金融機関に提出してください。
- これまで口座振替で国民健康保険料(税)を納めていた方も、新たに口座振替の手続きが必要です。

健康長寿のために

健診

を受診して

フレイル

をチェック!

《いつまでも元気で自立した生活をするために》



フレイルとは

年齢とともに心身の活力が低下して、介護のリスクが高くなっている状態です。

そのままだと、要介護の状態につながるため、早めに知って日々の生活を見直すことで予防・改善することが大切です。



フレイルを予防しよう!

栄養



3食しっかり
食べよう!
お口のケアも
忘れずに!

運動



しっかり体を
動かそう!
筋力を維持
しよう!

フレイル予防の三本柱

社会参加



積極的に外出しよう!
自分に合った活動に
参加しよう!



フレイルチェックしませんか?

こんな症状がある方は要注意!

- 食事量が減った
- 最近疲れやすい
- 外出がおっくう
- 最近痩せた
- 歩くのが遅くなった
- 人と話していない



フレイルチェックができる後期高齢者医療健康診査を受診して、身体の状態をぜひ確認してみてください。

➤ 健康診査

生活習慣病やフレイルを早期発見し、適切な医療やケアへつなげていくことを目的としています。

● 受診期間 ●

受診券がお手元に届いてから
次の3月31日まで

※年度途中で75歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月の翌月末にお住まいの市町から受診券をお届けします。

※2月生まれの方は、その月末にお届けします。

● 持参物 ●

健康診査受診券、保険証、健康診査質問票、500円(自己負担額)

● 検査項目 ●

- ① 問診
- ② 診察(身体計測、血圧)
- ③ 血液検査(脂質、血糖、肝機能、腎機能、貧血、栄養)
- ④ 尿検査(尿糖、尿たんぱく)

※**健診結果は、医療機関から通知されます。**

受診券が届かないとき

生活習慣病(高血圧、糖尿病等)で通院されている方や、医療機関に入院している方などは、受診券の交付を停止している場合があります。お住まいの市町窓口か広域連合にお問い合わせください。

➡ オーラルフレイルとは？

口腔機能が低下している「お口のフレイル」状態。フレイルの前段階に起きるため、より早く予防できます。

口腔機能の
低下

食べられない

話しにくい

栄養不足
外出減少

フレイル
肺炎
認知症など

お口の健康診断（歯科健康診査）

口腔状態をチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的としています。

対 象 者	前年度中に被保険者となった方 ● 75歳到達 ● 障害認定 受診券を送付（5月末）
	これまでに「お口の健康診断」を受けたことがない方
	保険証を持参し、 お住まいの市町窓口で申請 （先着1,000人）
受診期間	6月1日 から翌年 1月31日 まで
持 参 物	● お口の健康診断受診券 ● 保険証 ● お口の健康診断質問票 ※自己負担額は 無料 です
検査項目	基本評価 （むし歯・歯周病の有無・残存歯数など）、 口のおい、かむ力、舌の動き、 口の乾燥、のみこむ力



お知らせ

ジェネリック医薬品を 利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品）の特許終了後に厚生労働省の認可の下で製造・販売された薬です。



ポイント

- 先発医薬品と同じ有効成分が含まれており、同等の効果が得られます。
- 研究開発コストが少ない分、先発医薬品より安価です。

先発医薬品での使用実績があるので、安心です。



ジェネリック医薬品についての留意点



ジェネリック医薬品の処方を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。



ポイント

ジェネリック医薬品の調剤率は、令和2年3月時点で**75.7%**です。

（厚生労働省「令和元年度調剤医療費（電算処理分）の動向」より）

ジェネリック医薬品に関する お知らせを送付します



服用（使用）中の薬を、ジェネリック医薬品に切替えた場合に、軽減できる自己負担額を試算したお知らせを年2回、該当者に送付します。

マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになる予定です

※利用には事前申し込みが必要です。

✓ 申込をするときに必要なもの

- マイナンバーカード
- 市町窓口で設定した数字4桁の暗証番号

✓ 申込方法

- お住まいの市町のマイナンバーカード担当窓口で申し込む
- お近くのセブンイレブンや駅等に設置されているセブン銀行ATMで申し込む
- 顔認証付きカードリーダーを導入している医療機関・薬局で申し込む
- スマートフォンで申し込む ➡



まだお持ちでない方は、この機会にぜひマイナンバーカードを取得されてはいかがでしょうか。

マイナンバーカードに関する お問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

受付時間（年末年始を除く）

平日 9:30～20:00

土日祝 9:30～17:30

こんなときは必ず届出を

詳しくは、裏表紙のお問い合わせ先一覧、
市町担当部署へ

こんなときは	必要なもの
保険証を紛失、破損等して 使えなくなったとき	● 破損等した保険証
県外から転入したとき	● 負担区分等証明書
県外に転出するとき	● 保険証
県内で住所が変わるとき	● 保険証
障害認定を申請するとき	● 保険証 ● 障害の状態を明らかにする書類 （各種手帳など）
障害認定を撤回するとき	● 保険証
生活保護を受けるようになったとき	● 保険証
限度額適用認定証等を 申請するとき	● 保険証
健康診査受診券、お口の 健康診断の受診券を紛失 したとき	● 保険証
被保険者が亡く なったとき （葬祭費5万円の 支給申請）	● 亡くなった方の保険証 ● 葬祭を行った方がわかる書類 （会葬礼状や葬祭を行った方の氏名が 記載された葬祭費用の領収書など） ● 振込先口座を確認できる 書類（通帳など）



届出にはマイナンバーが必要な場合があります。次のいずれかをご用意ください。

- マイナンバーカード
- 通知カードと身元確認ができるもの



お問い合わせ先一覧

市町名	担当部署	電話番号
下関市	保険年金課	083-231-1306
宇部市	保険年金課	0836-34-8343
山口市	保険年金課	083-934-2969
萩市	市民課	0838-25-3239
防府市	保険年金課	0835-25-2322
下松市	保険年金課	0833-45-1823
岩国市	保険年金課	0827-29-5084
光市	市民課	0833-72-1428
長門市	総合窓口課	0837-23-1143
柳井市	市民生活課	0820-22-2111
美祢市	市民課	0837-52-5231
周南市	保険年金課	0834-22-8312
山陽小野田市	国保年金課	0836-82-1209
周防大島町	健康増進課	0820-73-5502
和木町	保健福祉課	0827-52-2195
上関町	保健福祉課	0820-62-0877
田布施町	健康保険課	0820-52-5809
平生町	健康保険課	0820-56-7115
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115

山口県後期高齢者医療 広域連合事務局

〒753-0072

山口市大手町9番11号(山口県自治会館4階)

☎083-921-7110 (代表)

ホームページ

<http://yamaguchi-kouiki.jp>

うそ電話詐欺にご注意ください!

市町の職員等を装った不審な電話や不審者の訪問等があったときは、すぐに警察署、広域連合、お住まいの市町窓口にご相談ください。